

令和4年第12回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月26日(月) 開会 午前9時45分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(11人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 1番 友野秀一 3番 吉川光彦 5番 池谷昭二

6番 田嶋正明 7番 増田恒治 8番 法師 励

9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉 11番 宮岡幸江

4. 欠席委員(1人)

2番 平塚尚吾

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 4番 久保田勝 5番 池谷昭二

第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第3号 農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について

議案第4号 入間市農業委員会の農地利用最適化推進委員委嘱に関する要綱の一部を改正する要綱について

議案第5号 入間市農業委員会事務局事務専決規程の一部を改正する規程について

議案第6号 入間市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行

堀井正信

太間雅嗣

野村雅紀

豊泉 隆

岩田孝三郎

中村郁夫

中村義男

清水裕司

宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 石井 英寿

主 幹 河西 多郎

主 事 中島 健人

9. その他の出席者

なし

南側、隣家の2カ所のうち西側、左側になりますが、これは〇〇〇〇〇〇で裏に生け垣があり、その作業用として1メートルを確保したとのことです。

〇〇〇〇〇〇の位置も関係しており、この1メートル下がってコンクリートブロックを設置するということで同意を受けております。

近隣の農地、既存敷地南と隣家所有者の同意も受けており、特に問題はないことを報告します。ご審議よろしくお願いたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺地区推進委員の中村です。

ただいま田嶋委員さんが説明したとおり、自分も12月24日に確認しましたが特に支障はないかと思われますので、審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の1番につきましては、〇〇〇〇〇を営んでいる譲受人が、事業の拡大に伴い駐車場が不足するため、既存の駐車場の隣接地へ拡張するための農地転用許可申請でございます。

申請地は農用地区域内であったため、令和4年の5月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議をいただきました。「意見なし」と市へ回答いたしましたところでございます。その後、令和4年10月11日付で、農用地区域から除外されております。

都市計画法に関しましては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ございません。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は10ヘクタールを超える集団農地であることから、こちらは第1種農地に該当します。

これらを踏まえまして、立地基準となる第1種農地の不許可の例外につきましては、「既存の施設の拡張」に合致いたします。

続いて、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画につきましては、造成費・ブロック代等の経費を〇〇〇〇により賄うということになっておりまして、〇〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。この他の一般基準につきましても全て合致しております。

については、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号ごとに、当事者・相続人の氏名、筆数、合計面積のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当5番、池谷昭二委員、説明を願います。

○農業委員5番（池谷昭二君）

5番、池谷です。議案第2号の1番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

当事者、1番、相続人、〇〇〇〇。筆数、4筆。合計面積、3,799平方メートル。

12月24日に太間推進委員と耕作状況などを確認してきました。

〇〇さんは、〇〇〇の製造・販売をしているお茶屋です。農地については、4筆とも茶畑として適正に管理されておりました。耕作については、〇〇〇〇の二人で耕作されていることです。農機具は、耕運機1台、普通トラック1台を所有しており、その他、茶畑管理に必要な農機具はそろっており、特に問題ないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

推進委員の太間です。

ただいまご報告がございましたとおり、特に問題はないかと思われますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについてご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当6番、田嶋正明委員、説明をお願いします。

○農業委員6番（田嶋正明君）

担当6番、田嶋です。議案第2号の2番について説明いたします。

当事者、相続人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、農業、〇〇〇。筆数、1筆。合計面積、1,432平方メートル。

よく分かんないですけど。これ相続開始したときが平成7年ということで、その間ずっと、雑草繁茂になってたの。

○農業委員6番（田嶋正明君）

相続当初は熱心に耕作されておりましたが、途中相続人が体調を崩して以降は、適格者証明を受ける時だけきれいにして、その後は、ほったらかしの状態となっておりました。

以上です。

○議長

以前もこのような案件ていうんですか。納税猶予に関しましてありましたよね。その時もやっぱり継続審議ということで、ちょっと様子を見ようということで、次の月に、回したということがございましたよね。

○農業委員1番（友野秀一君）

これはちょっとね。引き伸ばして継続した方がいいと思いますね。

○事務局

また来月審議いただくにあたりまして、再度耕作を始めるといのはなかなか難しい状況だと思いますので、ある程度状況を見て、担当の田嶋委員さんの方で、そこら辺の基準に沿って、今まで認めていたという部分で、再度ご審査いただく必要があるかと思われま。また来月、皆さんに審議いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長

ということでよろしいですか。

それでは来月の総会で改めて審議したいと思いますが、異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、来月改めて審議を行うということに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当8番、法師励委員、説明を願います。

○農業委員8番（法師 励君）

8番、法師です。議案第2号3番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

相続人氏名、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、1，190平方メートル。

12月22日に野村推進委員と現地確認をしてきて、その後、ご本人に電話で話を伺ってきました。

農地については、作付けされていませんでしたが、管理された状況でした。耕作については、〇〇〇〇〇〇〇〇2名で耕作されているとのことでした。農機具は、トラクター1台、普通トラック2台、軽トラック2台を所有しております。その他、管理に必要な農機具はそろっており、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。

ただいま法師委員からご説明があったとおりで、何ら問題ないかと思われま。審議よろしくお願ひします。

○議長

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

続いて、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。

本議案では、各担当委員及び事務局による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに、当事者、借受人の氏名、筆数、面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いいたします。

それでは、1番を議題といたしますが、2番と関連がございますので一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、担当1番、友野秀一委員、説明を願います。

○農業委員1番（友野秀一君）

1番、友野です。議案第3号の1番及び2番について借受人が同一ですので、一括でご説明いたします。なお、読み上げにつきましては、一部省略させていただきます。

1番、借受人、〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,398平方メートル。利用権の種類、賃貸借権。

続いて2番、借受人、〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,057平方メートル。利用権の種類、使用貸借権。

12月21日に、二本木地区の圃場においては現地確認をいたしました。

圃場位置は、〇〇〇〇〇〇南側道路より150メートルのところにあります。圃場は現在、きれいな状態になっており、問題はない状態です。また、本人より聞き取りも行いました。〇〇さんは〇〇〇〇〇〇〇より新規就農者の認定を受けており、すでに80アールの圃場を借り入れ、耕作を行っております。

農業機械は、トラクター、軽トラック等を所有しております。農業従事日数としては、310日ということです。

今後も規模拡大を希望しており、当該の圃場近隣にも貸し付け希望者がおりますので、紹介をした次第です。

2番についての現地確認は、担当地域の農業委員さん及び推進委員両名の方が現地確認を行っており、問題ないとの報告をいただいております。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

推進委員の中村です。

友野委員の説明のとおり、何ら問題ないと思われます。よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。

ただいまご説明があったとおりで、何ら問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願ひます。

○事務局

議案第3号の1番は貸貸借権、議案第3号の2番は使用貸借権による、新規の利用権設定でございます。

友野委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、人間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は104アールであり、その農地をすべて耕作しております。

農作業従事日数につきましても150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしま

した。

次に、3番を議題といたします。

担当4番、久保田勝委員、説明をお願いします。

○農業委員4番（久保田勝君）

4番、久保田です。3番についてご説明を申し上げます。読み上げについては一部省略いたします。

借受人、〇〇〇〇。1筆。面積、1, 141平方メートル。更新です。

21日に現地を確認し、〇〇〇〇〇〇から話を伺ってまいりました。〇〇さんのお宅は、野菜栽培を主体とした専業農家で、〇〇さん〇〇歳、〇〇〇〇〇歳、〇〇〇〇歳、〇〇の〇〇〇〇歳で農業に励んでおります。休日には、〇〇〇〇歳も作業を手伝っているとのことでした。

収穫した野菜は、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇へ出荷しています。

農機具については、トラクター2台、耕運機7台、軽トラック3台、動噴1台と、必要なものは一式そろっています。

申請地では、今年は落花生を収穫し、次はブロッコリーを植える予定ということです。この畑は、〇〇さんのハウス、作業場に隣接した農地になっています。

利用権の設定に問題はないかと思われませんが、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

推進委員の堀井です。

久保田委員の申し上げましたとおりでございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第3号の3番につきましては、使用貸借権による更新の利用権設定でございます。

ただいま久保田委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定めます「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」、こちらに定める条件に合致しておりますとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積につきましては、156アールとなり、その農地をすべて耕作しております。

農作業従事日数につきましては150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、こちらの要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

続いて、議案第4号 入間市農業委員会の農地利用最適化推進委員委嘱に関する要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

事務局に説明を願います。

○事務局

はじめに、議案を読み上げます。

議案第4号 入間市農業委員会の農地利用最適化推進委員委嘱に関する要綱の一部を改正する要綱について。別紙1のとおり。

それでは、説明をさせていただきます。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数、こちらにつきましては、「農業委員会等に関する法律」及び「同法施行令」の規定に従いまして、「入間市農業委員会の委員及び

農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」で定めております。また、農地利用最適化推進委員の受け持つ地区については、今回の要綱であります「入間市農業委員会の農地利用最適化推進委員委嘱に関する要綱」で定めております。

本日、お手元に配付させていただいた議案第3号という題の資料の方に新旧対照表と裏面には新しい地区割ですね。変わる部分について書いてありますので、こちらを参考にいただければと思います。

現在の市内の農地面積、こちらを施行令に定める基準に照らしあわせると、来年7月の改選以降については、推進委員の定数、こちらが10人から9人となります。こちらの条例については12月の市議会に上程されまして、条例の一部改正ということで議決を受けたところでございます。

この改正を受けまして、推進委員の受け持つ地区について、これまで推進委員1人を割り当てていた豊岡地区、変更後は専任の推進委員を置かずに豊岡地区を北・中・南の3つの区域に分割いたします。東金子地区、藤沢地区、西武地区を受け持つ推進委員の方が、分割した豊岡地区の3分の1を併せて受け持つ、このような変更になるものでございます。

今後のスケジュールといたしましては、本日、議案のとおりご決定いただいた際には、この12月の市議会にて改正された「入間市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例」、こちらの告示に合わせまして、12月末に告示をしまして、現在の委員の任期満了日7月19日の翌日、令和5年7月20日からの施行を予定しているものでございます。

概要説明は以上でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ただいま事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。本件について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、議案第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号 入間市農業委員会事務局事務専決規程の一部を改正する規程についてを議題といたしますが、この議案は、議案第6号 入間市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示についてと関連がございますので、一括議題としたいと思いますが、一括して議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、議案第5号と第6号は一括して議題といたします。

それでは、事務局に説明を願います。

○事務局

はじめに、各議案を読み上げます。

議案第5号 入間市農業委員会事務局事務専決規程の一部を改正する規程について。別紙2のとおり。

議案第6号 入間市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示について。別紙3のとおり。

こちらもお配りした議案第5号、第6号の新旧対照表と、その後、両方に関連する資料として1枚付けさせていただいております。

入間市農業委員会が管理する個人情報、こちらの事項については、これまで「入間市個人情報保護条例」及び同条例の施行規則を準用しておりました。

しかし、令和3年に個人情報保護法改正法が公布されまして、これまで国は行政機関個人情報保護法、民間事業者は個人情報保護法、地方公共団体はそれぞれの各条例という形で、それぞれの異なる法令で規定していた個人情報の保護に関するこれまでの取り扱いを統一することとなりまして、個人情報保護法の改正法に統一されております。それに伴いまして入間市でも、この12月の市議会において「入間市個人情報保護条例」を廃止し、新たに「入間市個人情報の保護に関する法律施行条例」、こちらを制定したところでございます。

このような経過を受けまして、「入間市農業委員会事務局事務専決規程」及び「入間市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程」、こちらで定める農業委員会における個人情報の取り扱いに関する事項について、準用する法令をこれまでの「入間市個人情報

保護条例」から「個人情報の保護に関する法律」及び新たに制定された「入間市個人情報の保護に関する法律施行条例」、同条例の施行細則に改めるといった内容でございます。

ですので、特段取り扱いについて大きく変更があるというのではなく、国の方で法律でこれまでの分かっていた取り扱いをまとめたということを受けて、準用する例規を新しいものに替えるといったものが主な概要となります。

今後のスケジュールといたしましては、本日、議案のとおりご決定いただいた際には、入間市の「入間市個人情報の保護に関する法律施行条例」の告示に合わせまして、12月末に告示し、来年、令和5年4月1日からの施行を予定しているものでございます。

概要説明は以上です。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ただいま事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第5号 入間市農業委員会事務局事務専決規程の一部を改正する規程について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、議案第6号 入間市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出は2件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転

用届出については3件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号及び第2号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時30分